

広島県訓令
広島県公営企業管理規程 第一号
広島県病院事業管理規程
広島県教育委員会訓令

本庁
地方機関
企業局本庁
企業局地方機関
病院事業局本庁
病院事業局病院
教育委員会事務局本庁
教育委員会事務局地方機関
県立学校
学校以外の教育機関

広島県広報広聴事務規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

広島県知事 湯崎英彦
広島県公営企業管理者 桂木弘二
広島県病院事業管理者 大濱紘三
広島県教育委員会委員長 平田克明

広島県広報広聴事務規程を廃止する訓令

広島県訓令
広島県公営企業管理規程 第二号) は、廃止す
る。
広島県病院事業管理規程
広島県教育委員会訓令

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。